





1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及び 法人番号	飼料又は飼料添加物 の区分	飼料又は飼料添加物の 名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の内容
沼田製粉(株)飼料工場 9230001009067 富山県小矢部市	同左	ふすま	特撰 ふすま	H30. 10	動物性飼料ー肉骨粉	
同上	同左	ふすま	ブラン フィード DN85	H30. 9	動物性飼料ー肉骨粉	
北信産業(株) 2100001003106 長野県長野市	東部家畜保健衛 生所管内牛飼養 農家	牛用混合飼料	セサミ育成用前期	H30. 10	かび毒ーアフラトキシンB, ゼアラレノン 動物性飼料ー肉骨粉	
同上	同上	牛用混合飼料	セサミヘルスフィード	H30. 10	かび毒ーアフラトキシンB, ゼアラレノン 動物性飼料ー肉骨粉	

**富山県告示第507号**

平成30年度クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、平成30年度クリーニング師研修及び業務従事者講習を次のとおり指定したので告示する。

平成30年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

**第1 主催者の名称及び主たる事務所の所在地**

- 1 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 2 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

**第2 第1型研修及び講習**

- 1 研修等の種類及び開催年月日、会場の名称及び所在地並びに予定人員

**(1) クリーニング師研修**

開催年月日	会場の名称	会場の所在地	予定人員
平成31年2月24日	自治労とやま会館	富山市下新町8-16	80人

**(2) 業務従事者講習**

開催年月日	会場の名称	会場の所在地	予定人員
平成31年2月24日	自治労とやま会館	富山市下新町8-16	50人

**2 研修等の科目及び時間数****(1) クリーニング師研修**

科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間	0.5時間
洗濯物の処理	1時間	1時間
繊維及び繊維製品	1時間	1時間
計	4時間	3時間

(注) 研修終了後、レポートの提出あり。

**(2) 業務従事者講習**

科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1 時間	0.5 時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1 時間	0.5 時間
洗濯物の処理	1 時間	1 時間
繊維及び繊維製品	1 時間	1 時間
計	4 時間	3 時間

(注) 講習終了後、レポートの提出あり。

### 3 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円

### 第 3 第 2 型講習

#### 1 研修等の種類並びに申込受付期間及びレポート提出締切日

- (1) クリーニング師研修

受付開始年月日	平成31年 1 月29日
受付締切年月日	平成31年 2 月12日
レポート提出締切年月日	平成31年 3 月11日

- (2) 業務従事者講習

受付開始年月日	平成31年 1 月29日
受付締切年月日	平成31年 2 月12日
レポート提出締切年月日	平成31年 3 月11日

#### 2 受講予定人数

- (1) クリーニング師研修 10人
- (2) 業務従事者講習 20人

#### 3 研修等の科目及びレポート課題

衛生法規及び公衆衛生、洗濯物の受取、保管及び引渡し、洗濯物の処理、繊維及び繊維製品

#### 4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円

(2) 業務従事者講習 4,500円

第4 会場の運営及び設営の窓口になる団体の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称 公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター
- 2 所在地 富山市赤江町1番7号

### 富山県告示第508号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		医療法人社団誠林会
サービスの種類		通所リハビリテーション
事業所	名称	ほんごうハヤシ整形外科クリニック
	所在地	富山県高岡市本郷2丁目1番34号
	介護保険事業所番号	1610214122
廃止の届出を受理した年月日		平成30年11月21日

事業者の名称		医療法人社団誠林会
サービスの種類		訪問リハビリテーション
事業所	名称	ほんごうハヤシ整形外科クリニック
	所在地	富山県高岡市本郷2丁目1番34号
	介護保険事業所番号	1610214122
廃止の届出を受理した年月日		平成30年11月21日



- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年8月1日から平成30年11月28日まで
- 3 作業地域  
富山市東岩瀬町地内

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル航空写真撮影）
- 2 作業期間  
平成30年11月9日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域  
富山県 神通川・庄川

### 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一



- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
富山県原子力防災ネットワークシステム用機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N T Tファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号
- 5 落札金額  
40,240,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年10月19日

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
大型3面シミュレーション装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月30日

## 4 落札者の氏名及び住所

丸文通商株式会社 石川県金沢市松島一丁目40番地

## 5 落札金額

18,522,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年10月17日

**土地改良区の役員の就任**

砺波市土地改良区の役員に次の者が平成30年11月26日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
-----	-----	-----

監 事	地 守 寛	砺波市神島433番地
-----	-------	------------

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年12月19日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 店舗の名称及び所在地

株式会社水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地

## 2 店舗を設置する者 株式会社水橋ショッピングセンター

### 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルビス 代表取締役 大森 実 射水市流通センター  
水戸田3-4 ほか10

(変更後) 株式会社アルビス 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター  
水戸田3-4 ほか10

- 4 変更の日 平成29年10月31日ほか

- 5 変更の理由 代表者の変更、小売業者の入替があったため

- 6 届出の日 平成30年12月7日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

- 8 縦覧期間 平成30年12月19日から平成31年4月19日まで

- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。(1)氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

